



Q & A

Q. 著作物とは、具体的にどんなものをいうのですか？

A. 小説・脚本・論文・講演その他の言語の著作物、音楽、舞踊、絵画、建築、地図、図面、図表、映画、写真、プログラムなどの著作物をいいます。



Q. 著作権には、どのような種類があるのですか？

A. 著作権法では、複製、上演・演奏、上映、公衆送信、口述、展示、頒布、譲渡、貸与、翻訳などの権利を設定しています。

Q. 「複製範囲は著作物の一部分であること」とありますか、どのような資料でもですか？

A. 図書館で複写できるのは、図書館が所蔵する、公表された著作物であることが条件です。それら著作物の一部分であれば複写しても良いことになります。ただし、発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあっては、その全部の複製も良いとされています。



Q. 資料の一部分の範囲は？

A. 一部分とは、少なくとも半分以下をいいますが、論文集、短編集は個々の論文・作品、楽譜は一曲、地図帳は個々の地図、事典は個々の項目などのそれぞれ半分以下ということになりますので注意してください。なお、半分を超えて複製するためには、権利者の許諾が必要です。

Q. 発行後相当期間を経過した定期刊行物とは？

A. 次号が刊行されたもの。または刊行後3か月を経過したものをおいいます。

Q. 雑誌の最新号に掲載されている論文は、コピーできないのですか？

A. 各々の論文の一部分（半分以内）であれば許可なしで可能です。

Q. ゼミで利用するために、雑誌に掲載された論文をゼミ生の人数分複写したいのですが。

A. 第31条第1号で複写できるのは「1人につき1部の提供」ですので、ゼミ生各人が個別に複写する必要があります。

